

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																						
仙台ヘアメイク専門学校		平成11年3月26日		守 末 な み		〒 980-0021 (住所) 仙台市青葉区中央3-4-8 (電話) 022-722-5780																						
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																						
学校法人 守末学園		平成11年1月27日		守 末 紀 生		〒 980-0021 (住所) 仙台市青葉区中央3-4-8 (電話) 022-722-5780																						
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																						
衛生	衛生専門	美容本科・総合コース		平成13(2001)年 文部科学省告示第24号	—	平成30(2018)年 文部科学省告示第28号																						
学科の目的	1 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、美容の基礎的な知識及びファッション性の高い技術力並びに一般教養を培い、実践力のある美容師を養成するとともに、美容を通して社会に貢献する人材の育成を図ることを目的とする。 2 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、ビューティービジネス分野の基礎的知識と技術を習得するとともに、ビジネスを通じて社会に貢献できる教養と実践力のある人材の育成を図ることを目的とする。																											
学科の特徴 (取得可能な資格、 中退率 等)	美容師試験受験資格を取得。 令和4(2022)年4月1日在学者192名。令和5(2023)年3月31日時点において在学者176名(令和5(2023)年3月卒業者を含む) 中退率:8.3%(1－176人/192人*100)																											
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総 単位数		講義	演習	実習	実験	実技																				
2 年	昼	※単位時間、単位いづれ かに記入	2,010 単位時間	540 単位時間	単位時間	1,470 単位時間	単位時間	単位時間																				
		単位	単位	単位	単位	単位	単位																					
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)																							
240 人	192 人		0 人		0 %																							
就職等の状況	■卒業者数(C)		89 人																									
	■就職希望者数(D)		82 人																									
	■就職者数(E)		79 人																									
	■地元就職者数(F)		28 人																									
	■就職率(E/D)		96 %																									
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		35 %																									
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		89 %																									
	■進学者数		0 人																									
	■その他																											
	(令和 4 年度卒業者に関する令和4年5月1日時点の情報)																											
■主な就職先、業界等																												
美容業																												
美容所、まつ毛エクステンション																												
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 無 受審年月: 評価結果を掲載した ホームページURL																											
当該学科の ホームページ URL	http://www.shm.ac.jp																											
企業等と連携した 実習等の実施状況 (A、Bいずれかに 記入)	(A: 単位時間による算定) <table><tr><td colspan="2">総授業時数</td><td>48 単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>48 単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">うち必修授業時数</td><td>48 単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>48 単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr></table>							総授業時数		48 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		48 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位時間	うち必修授業時数		48 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		48 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間
	総授業時数		48 単位時間																									
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		48 単位時間																										
うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位時間																										
うち必修授業時数		48 単位時間																										
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		48 単位時間																										
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位時間																										
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間																										
(B: 単位数による算定) <table><tr><td colspan="2">総授業時数</td><td>0 単位</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>0 単位</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位</td></tr><tr><td colspan="2">うち必修授業時数</td><td>0 単位</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>0 単位</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位</td></tr><tr><td colspan="2">(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位</td></tr></table>							総授業時数		0 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		0 単位	うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位	うち必修授業時数		0 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		0 単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位	
総授業時数		0 単位																										
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		0 単位																										
うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位																										
うち必修授業時数		0 単位																										
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		0 単位																										
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位																										
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位																										
教員の属性(専任 教員について記 入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		15 人																									
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		3 人																									
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0 人																									
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		0 人																									
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		1 人																									
	計		19 人																									
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		18 人																									

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

グループ企業である株式会社紀生は、宮城県内外に12店舗の美容室を展開してる。同社に勤務し、美容業の最前線で活躍する美容師の中には本校の卒業生も多数存在する。同社と連携することにより、創業以来50年にわたり蓄積した知見を、本校学生の知識・技術と実践力及び、社会人としての資質習得と向上のため活用させていただく。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、学則に規定する教科課程に関する事項を審議する。
本委員会は校長が招集し、年2回の定例会議と臨時会議を開催することができる。
本委員会は、校内役職者3名と企業等の役職員等3名以上から構成する。
本委員会の議決事項は、学則改訂に反映される。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年7月31日現在

名 前	所 属	任期	種別
守末なみ	仙台ヘアメイク専門学校	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	
相ノ山祐子	仙台ヘアメイク専門学校	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	
板橋智子	仙台ヘアメイク専門学校	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	
本多義久	一般社団法人 ユナイテッド・ダンクス・インターナショナル	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
五日市修二	株式会社IBS	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
島田睦美	株式会社Kインターナショナル	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
内藤陽子	KISEI	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「－」を記載してください。)
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
②学会や学術機関等の有識者
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年1回 (8月)

(開催日時(実績))

令和1年8月2日 13:15～15:00 令和2年8月19日 14:00～15:00
令和3年8月19日 14:00～15:00 令和4年8月19日 13:30～14:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

㈱紀生が経営する美容所へインターンシップで通所する学生の実習の内容に関し、受け入れている㈱紀生側が課題と捉えているの1点である。学生の現場における身だしなみの捉え方に改善の要あり。
双方で課題として認識しているのが、インターンシップ生による顧客シャンプー施術等料金が発生する施術の実施について、所要技量がインターンシップ生の技量水準が、所要技量水準に達している者あつては㈱紀生が監修する美容所において、一部は可能かもしれない。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

学校法人守末学園(以下「甲」という)と株式会社紀生(以下「乙」という)は、甲が運営する仙台ヘアメイク専門学校の教育活動を乙が支援する目的をもって覚書を取り交わす。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

① 甲の建物内に、甲が保健所より確認済証を取得し、乙と連携しながら美容所を設置。
② ①美容所は一般顧客を予約にて受け入れ、市中美容所と同等の施術を行う。
③ 仙台ヘアメイク専門学校学生は、①美容所において同校美容師免許所持教職員並びに乙派遣美容師の指導を受ける。
④ ③授業は、美容師養成施設指定規則に基き、1年次後期、2年次前期で各24時間実施する。
⑤ ③授業において仙台ヘアメイク専門学校学生は、美容所における実務を習得するため、美容師の補助的作業を行う。
⑥ 学生の評価は、学校が定める評価基準に則り、③教職員並びに乙美容師が評価する。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
美容実習(実務実習)	① 学校法人守末学園建物内に、学校法人守末学園が保健所より確認済証を取得し株式会社紀生と連携しながら美容所を設置。 ② ①美容所は一般顧客を予約にて受け入れ、市中美容所と同等の施術を行う。 ③ 仙台ヘアメイク専門学校学生は、①美容所において同校美容師免許所持教職員並びに株式会社紀生派遣美容師の指導を受ける。 ④ ③授業は、美容師養成施設指定規則に基き、1年次後期、2年次前期で各24時間実施する。 ⑤ ③授業において仙台ヘアメイク専門学校学生は、美容所における実務を習得するため、下記ア～ウを目的として美容師の補助的作業を行う。 ア、美容業務を安全で効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身に付けると伴にこれらの基本的操作を適宜組合わせて完成させる技術を習得する。 イ、美容所における衛生管理の重要性を認識し、器具の消毒などの適切な実施方法を身に付ける。	株式会社 紀生

	う、個々の顧客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身に付ける。 ⑥ 学生の評価は、学校が定める評価基準に則り、③教職員並びに株式会社紀生派遣美容師が評価する。																									
3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係																										
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 学校法人守末学園は、学園に勤務する専任教職員(必要を認める場合兼任教職員を含む)に対して、資質(知識・技能・識見等)の向上を図り、以て学生の学力・技術力向上と良識の涵養に資することを目的として、加盟する団体等が開催する研修会に適宜派遣する。																										
(2) 研修等の実績																										
①専攻分野における実務に関する研修等																										
研修名:	令和5年度東北地区即戦力養成講習会	連携企業等: 公益社団法人 日本理容美容教育センター																								
期間:	令和5(2023)年7月28日(金)	東北地区理容美容学校連絡協議会																								
内容	現在の美容所における施術技術講習会	対象: 東北地区理容美容学校連絡協議会加盟校教員																								
②指導力の修得・向上のための研修等																										
研修名:	ABEまつ毛エクステンション指導者フォローアップ講習会	連携企業等: 公益社団法人 日本理容美容教育センター																								
期間:	令和5(2023)年5月10日(水)～5月12日(金)	対象: 教員1名																								
内容	「まつ毛エクステンション指導者」技術講習会																									
研修名:	理容師美容師養成施設教員資格認定研修	連携企業等: 公益社団法人 日本理容美容教育センター																								
期間:	令和5(2023)年5月16日(火)～5月26日(金)	対象: 教員1名																								
内容	「香粧品化学」課目教科教育法履修、試験																									
研修名:	令和5年度教職員研修	連携企業等: 東北地区理容美容学校連絡協議会																								
期間:	令和5(2023)年9月24日(日)～25日(月)	対象: 東北地区理容美容学校連絡協議会加盟校教職員																								
内容	技術講習(アイブロウ), 教育各論(講演4題、分科会4グループ)																									
(3) 研修等の計画																										
①専攻分野における実務に関する研修等																										
研修名:	JMA-shuueimura学内認定講師養成セミナー	連携企業等: 一般社団法人JMA																								
期間:	令和6(2024)年1月18日(木)～20日(土)・2月14日(水)～16日(金)	対象: 校内メイクアップ授業担務予定教員																								
内容	メイクアップ授業担当者の、メイクアップ検定試験受験指導及び試験実施要領に係る知識・技術の修得。																									
研修名:	アイブロウトリートメントマニエスト認定試験講習	連携企業等: 一般社団法人日本メイクアップ連盟																								
期間:	令和6(2024)年3月12日(火)・2月19日(火)	対象: 校内メイクアップ授業担務教員																								
内容	アイブロウトリートメント検定試験受験資格取得講習																									
②指導力の修得・向上のための研修等																										
研修名:	令和5年度教職員研修	連携企業等: 宮城県理容師美容師養成施設教職員研修協議会																								
期間:	令和5(2023)年12月6日(月)	対象: 上記協議会加盟校教職員																								
内容	講演: 仙台育英学園高等学校野球部監督																									
研修名:	第49回美容師実技試験委員事前研修会	連携企業等: 公益財団法人 理容師美容師試験研修センター																								
期間:	令和6(2024)年1月22日(月)	東北ブロック事務所																								
内容	美容師試験実技試験委員打合せ研修	対象: 教員2名																								
4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係																										
(1) 学校関係者評価の基本方針 職業実践専門課程の指定を受けることを通して、より良い学校運営を実施することを目指し学校評価に取り組む。 学校自己評価を基に、学校関係者評価を学校関係者評価委員会に諮り、意見等を徴集し、教育の質の向上にこの評価の結果を反映させる。																										
(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応																										
<table><tr><th>ガイドラインの評価項目</th><th>学校が設定する評価項目</th></tr><tr><td>(1) 教育理念・目標</td><td>(1) 教育理念・目標</td></tr><tr><td>(2) 学校運営</td><td>(2) 学校運営</td></tr><tr><td>(3) 教育活動</td><td>(3) 教育活動</td></tr><tr><td>(4) 学修成果</td><td>(4) 学修成果</td></tr><tr><td>(5) 学生支援</td><td>(5) 学生支援</td></tr><tr><td>(6) 教育環境</td><td>(6) 教育環境</td></tr><tr><td>(7) 学生の受入れ募集</td><td>(7) 学生の受入れ募集</td></tr><tr><td>(8) 財務</td><td>(8) 財務</td></tr><tr><td>(9) 法令等の遵守</td><td>(9) 法令等の遵守</td></tr><tr><td>(10) 社会貢献・地域貢献</td><td></td></tr><tr><td>(11) 国際交流</td><td></td></tr></table> ※(10)及び(11)については任意記載。			ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目	(1) 教育理念・目標	(1) 教育理念・目標	(2) 学校運営	(2) 学校運営	(3) 教育活動	(3) 教育活動	(4) 学修成果	(4) 学修成果	(5) 学生支援	(5) 学生支援	(6) 教育環境	(6) 教育環境	(7) 学生の受入れ募集	(7) 学生の受入れ募集	(8) 財務	(8) 財務	(9) 法令等の遵守	(9) 法令等の遵守	(10) 社会貢献・地域貢献		(11) 国際交流	
ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目																									
(1) 教育理念・目標	(1) 教育理念・目標																									
(2) 学校運営	(2) 学校運営																									
(3) 教育活動	(3) 教育活動																									
(4) 学修成果	(4) 学修成果																									
(5) 学生支援	(5) 学生支援																									
(6) 教育環境	(6) 教育環境																									
(7) 学生の受入れ募集	(7) 学生の受入れ募集																									
(8) 財務	(8) 財務																									
(9) 法令等の遵守	(9) 法令等の遵守																									
(10) 社会貢献・地域貢献																										
(11) 国際交流																										
(3) 学校関係者評価結果の活用状況 学生の学校生活に対する意見を定期的に収集することで、指導にあたっての要点を把握できる。 学園・学校の諸活動を俯瞰し、継続すべきことと改善を要することが明確化され、事業計画等立案の指針としている。																										
(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿																										
令和5年7月31日現在																										
名 前	所 属	任期	種別																							
扇 功	藤倉設備工業株式会社	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員																							
石 山 敬 貴	東北大学・大学院農学研究科	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	教育に関し知見を有する者																							
笠 原 光	株式会社紀生	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員																							

金 原 仁	株式会社フジシン	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。 (例)企業等委員、PTA、卒業生等			
(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期 (ホームページ) URL: https://www.shm.ac.jp/jouhou/ 公表時期: 令和5年11月30日			
5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係			
(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針 次の資料を提供し、連携と協力の推進に資する。 ①理事会・評議委員会資料 ②職員会議等資料 ③教育課程編成委員会議事録 ④その他校長が必要と認める資料			
(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応			
ガイドラインの項目		学校が設定する項目	
(1)学校の概要、目標及び計画	情報公開 ・学校概要(令和5・4・3・2・2019年度(PDF)) ・学則(PDF) 1 教育目標(教育理念・教育の目的)		
(2)各学科等の教育	2 各学科の教育 ・美容本科総合コース・美容本科ワーキングコース 職業実践専門課程に認可された学科 ・衛生専門課程美容本科総合コース(PDF) (令和5・4・3・2・1・平成29年度(PDF)) ・衛生専門課程美容本科ワーキングコース(PDF) (令和5・4・3・2・1・平成29年度(PDF))		
(3)教職員	3 教職員 ・実務経験のある教員等による授業課目一覧(PDF) ・授業計画(シラバス)…美容本科(PDF) 教職員概要…【本務教員18名】から【本務職員5名】まで		
(4)キャリア教育・実践的職業教育	4 キャリア教育 ・企業と連携した実習演習(PDF)		
(5)様々な教育活動・教育環境	5 様々な教育活動・教育環境 ・学校行事・施設設備・アクセスマップ		
(6)学生の生活支援	修学支援制度指定校に関する情報(PDF) 6 学生支援 ・学費サポートページ・学生住まいサポート		
(7)学生納付金・修学支援	7 学納金 ・学費について		
(8)学校の財務	財務情報 ・財務情報 令和4・3・2・平成31・元・30年度 資金収支計算書(PDF),事業活動収支計算書(PDF) 貸借対照表(PDF),財産目録(PDF),事業報告(PDF) 監査報告(PDF)		
(9)学校評価	学校評価 ・自己評価 令和4・3・2・平成31・1・平成30・29・28・27年度(PDF) ・学校関係者評価 令和4・3・2・平成31・1・平成30・29・28・27年度(PDF)		
(10)国際連携の状況			
(11)その他			
※(10)及び(11)については任意記載。			
(3)情報提供方法 (ホームページ) URL: https://www.shm.ac.jp/jouhou/ 公表時期: 令和5年7月31日			

授業科目等の概要

(衛生専門課程美容本科・総合コース)令和5年度																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			関係法規・制度	衛生行政、美容師法、その他の関係法規。	1/2・後	30		○			○		○		
2	○			衛生管理	公衆衛生、感染症、環境衛生、衛生管理技術。	1/2・通	90		○			○		○		
3	○			保健	人体の構造及び機能、皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能、皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生、皮膚及び皮膚付属器官の疾患。	1前・2通	90		○			○		○		
4	○			香粧品化学	物質の相変化、溶液、酸アルカリ、酸化還元反応等の基本原理、化学薬品の取扱、溶液の調整法等、香粧品に関する理解。	2・通	60		○			○		○		
5	○			文化論	美容文化史、国内外のファッションの変遷、流行と美容業への係り。	1前・2後	60		○			○		○		
6	○			美容技術理論	美容器具の取扱い、基礎技術、頭部技術、和装技術。	1後・2通	##		○			○		○		
7	○			運営管理	接客、経営戦略・マーケティング、経営管理、労務管理、健康管理	1/2・後	30		○			○		○		
8	○			美容実習	美容器具の取扱い、基礎技術、頭部技術、和装技術、総合実習(内48時間(1年後期・2年前期各24時間)実務実習(企業等と連携対象)を実施)	1/2・通	##				○	○		○	○	○
9		○		芸術(デッサン他)	デッサン、立体造形	1・前	30				○	○		○		
10		○		メイク基礎	顔の造りに対する化粧方法の基礎技術	1・前	60				○	○		○		
11		○		色彩デザイン	色の分類と三属性と組合せによる色彩調和、ファッションとのコーディネート、心理的視覚的効果、ヘアデザインへの反映	1・前	30		○			○		○		
12		○		美容総合	エステティック、ネイル、メイク、日本髪、着付けについて、美容実習で学ぶ基礎的施術に加えた応用技術	1後・2前	##				○	○		○		
13		○		テクニカルベーシック	エステティック、ネイル、日本髪、着付けについて、美容実習及び美容総合で学ぶ施術に加えた応用技術	1・前	60				○	○		○		
14		○		1科目選択(後期)	エステティック(女子のみ) ネイル カッティング アップスタイル	1・後	60				○	○		○		
15		○		1科目選択(1～2年継続)	メイク専攻 まつ毛エクステンション専攻 ブライダル専攻 スタイリスト専攻	1後・2前	##				○	○		○		
合計					15科目	2,010単位時間(単位)										

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
履修すべき教科の出席時数が法定時数以上であって、学年末評点が「60点」(評価2)以上。 選択とは、美容師養成施設指定規則に定める、養成施設が選択し学生に履修させる教科課目をいい、本校の場合学生は必修。		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。